

日高川町集落排水設備工事指定工事店 [平成30年4月1日現在]

氏名	☎	氏名	☎	氏名	☎	氏名	☎
日高川町		(株) 旭屋 56-0231	熊谷水道工事店 22-1195	和歌山市			
野中水道 52-0618	川口水環境 53-0505	浦野設備 22-6522	(有) プランワカノ 073-436-8844	(株) セキド水道設備 073-479-1151			
タニモト設備 53-0638	洞設備 70-0251	小瀬工務店 22-1225	岩出市				
(株) 駒場工務店 54-0314	谷口設備工業 53-0822	藤並設備 23-4849	オーヤマ(株) 0736-69-3102				
(株) 大谷住宅設備 24-0710	御坊市		田辺市				
山本設備 52-0807	(株) 一伸 23-3073	美浜町		(株) 共栄建設工業 0739-77-0333			
岡崎設備 52-0826	紀南電設(株) 22-8211	若野管工 22-6767	(株) ナカシゲ 0739-24-2212				
森ポンプ店 53-0106	西崎住設 23-1233	武内水道工業 20-5164	(有) ワケン住設 0739-24-5927				
(株) 柏木建設 53-0236	(株) ワカヤマ設備 22-2946	印南町				太田水道 0739-35-1301	
(株) 古部組 23-1378	(株) 狩谷電気店 22-0835	和住設 46-0229					
花光建設 53-0611	木本設備 22-8792	くぼ設備 45-0136					
トミヤ 53-0729	楠見水道工事店 22-6575						
砂野電気サービス 54-0035	みのるポンプ店 22-2693						

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 / 中津地域振興課 ☎54-0321 / 美山地域振興課 ☎56-0321

平成30年度の国民年金保険料額は月額16,340円です。

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

所得のめやす 118万円+ {扶養親族等の数×38万円}

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、平成29年度に保険料納付を猶予されている方で、平成30年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入し返送いただくことにより、平成30年度の申請ができます(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。なお、平成30年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所にご連絡ください。

年金を受給している方・これから年金を請求される方へ マイナンバーでの手続きが可能になります

平成30年3月5日より、年金請求の手続きや諸変更の各種手続きが基礎年金番号だけでなくマイナンバーで行うことが可能となりました。今後は、原則としてマイナンバーを記入いただくこととなります。

マイナンバーを利用することによって、これまで必要だった書類の提出が不要になるなど、利便性が向上しますので、マイナンバーの記載にご協力をお願いいたします。

マイナンバーにより各種手続きを行う場合は、マイナンバー法による本人確認を行う必要があります。そのため、①マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)と、②マイナンバーを提出する方がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認)を以下の書類等で確認させていただきます。

- ①番号確認書類…………… マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し
- ②身元(実存)確認書類… マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

※マイナンバーを変更した場合は日本年金機構へ届出をお願いいたします。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701

浄化槽の申込案内および補助金額のお知らせ

平成30年度浄化槽設置整備事業の申込期間については、4月1日(日)から10月末日までです。(工事完了期日は翌年2月末日です。)事前に申請者からの申込書の提出が必要ですので、詳しくは下記までお問い合わせください。(同時に浄化槽維持管理に関する説明をします。)設置基数は全体で30基を予定しています。

また単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合、撤去費用の一部を補助する事業も行っています。

平成30年度補助金額は、右記のとおりとなります。

人槽	上限金額
5人槽	518,000円
7人槽	639,000円
10人槽	872,000円
11人槽以上	872,000円

※工事内容によって個人に支払われる補助金額は変わります。

合併浄化槽の清掃料金減額について

本年度も合併浄化槽の清掃料金減額措置を実施しますので、下記条件を満たしていると思われる浄化槽管理者は申請してください。

①対象人槽 8・10人槽

②適用条件

- (1)維持管理において過去3年間、浄化槽法に準じて浄化槽法第10条の浄化槽清掃および浄化槽保守点検、並びに同第11条の法定検査を実施していること。
- (2)法定検査において、適正な放流値が確認されていること。
- (3)使用人員が2人以下であること。等々

これらの条件が満たされていれば、浄化槽7人槽の清掃料金が減額されます。

以上の件について詳しくは下記までお問い合わせください。

浄化槽の維持管理について

合併浄化槽および単独浄化槽使用者に対して、浄化槽法によって下記の「浄化槽管理者の義務」があります(合併浄化槽を例とします)。

- 保守点検【浄化槽法第10条】
点検回数は4か月に1回以上 (対象処理人員20人以下)
- 法定検査【浄化槽法第11条】
毎年1回、定期的に受ける水質検査
検査手数料は5,300円です。
(奨励金制度利用の場合は500円減額となります。)
- 清掃【浄化槽法第10条】
毎年1回以上、日高川町長の許可を受けた清掃業者で行います。

法に基づいた適正な維持管理をお願いします。
なお、法定検査については下記の業者にお問い合わせください。



公益社団法人 和歌山県水質保全センター ☎073-432-6433
水質保全センター 有田川事務所 ☎0737-63-6161

集落排水処理施設加入分担金および使用料金のお知らせ

○新規加入分担金は、23万7千円となります。

○条例に基づき平成30年4月1日現在の日高川町住民基本台帳を基準として、使用人員の見直しを行いました。4月分からの使用料金に反映されています。なお、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください(家庭用の場合:基本料金2,570円、世帯員一人につき520円となります)。

また年度途中で使用人員等に変更が生じましたら、届け出が必要となりますので、「死亡」・「出生」・「転出」・「転入」等がありましたら届け出してください。

工事につきましては、日高川町集落排水設備工事指定業者をご指名ください。(次ページ)

接続工事がまだお済みでない加入者につきましては、すみやかな接続をお願いします。

町内加入率91%

【接続戸数/加入戸数:平成30年3月末現在】

- ・山野地区 …… 98%
- ・和佐地区 …… 94%
- ・土生矢田地区… 87%
- ・市川地区 …… 100%
- ・三津ノ川地区… 100%
- ・田尻地区 …… 96%
- ・江川地区 …… 91%
- ・鐘巻地区 …… 85%
- ・三百瀬地区 …… 84%

また既に接続されている皆様も、ご自宅の下水桝で定期的にゴミなどの取り除き、清掃をお願いします。

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 / 中津地域振興課 ☎54-0321 / 美山地域振興課 ☎56-0321